令和3年(2021年) 第5回大阪狭山市教育委員会 定例会議議事録

令和3年(2021年)5月27日 開催

大阪狭山市教育委員会

第5回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和 3 年 (2021年) 5 月 27 日 (木) 午前 10時 00分 開議 市役所 3 階 委員会室

出席委員(5名)

竹谷 好弘 教育長

山田 順久 教育長職務代理者

田川 宜子 委員

河合 洋次 委員

井上 寿美 委員

出席事務局の職員

山田 裕洋 教育部長

尾島 肇 教育部理事

山本 泰士 こども政策部長

浜口 亮 こども政策部次長兼保育・教育グループ課長

高橋 宏征 教育総務グループ課長

酒谷由紀子 学校教育グループ課長

林部 雅司 社会教育グループ課長

寺本 芳之 歴史文化グループ課長

井上 知久 子育て支援グループ課長

書記

荒川 郁代 教育総務グループ参事

中村 圭吾 教育総務グループ主査

御田 青波 教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長報告

議事

日程第1	報告第12号	「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関す
		る基本方針」策定指針について
日程第2	報告第13号	大阪狭山市立学校における学校運営協議会委員の委
		嘱及び任命について
日程第3	報告第14号	新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施
		設等における対応について
日程第4	報告第15号	大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
		事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正
		する条例について
日程第5	報告第16号	大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
		る基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第6	報告第17号	民間保育所及び民間小規模保育事業所の新設につい
		て
日程第7	報告第18号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予
		算(第3号 教育委員会関係)について
日程第8	報告第19号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予
		算(第4号 教育委員会関係)について
日程第9	報告第20号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予
		算(第5号 教育委員会関係)について

閉会

○各グループの報告事項

教育部長(山田裕洋)

おはようございます。

それでは、ただいまから教育委員会定例会議 を開催させていただきますが、開催に先立ちま して、5月13日開会議会におかれましてご同意 いただき、教育長がこのたび再任されることと なりましたことをご報告させていただきます。

これを受けまして、教育長より一言ご挨拶を お願いしたいと存じます。よろしくお願いいた します。

教育長(竹谷好弘)

改めましておはようございます。

今、紹介ありましたように5月18日に市長より任命を受けました。教育長2期目ということで務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これを節目に新たに気持ちを引き締めまして、 本市教育行政のさらなる充実発展に取り組んで まいりたいと思っておりますので、教育委員の 皆様方にはこれからもご指導、ご支援、ご協力 賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶 とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

教育部長(山田裕洋)

ありがとうございました。それでは、ただいまより定例会議を開催させていただきたいと思います。引き続き、教育長、よろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

それでは、ただいまより令和3年第5回教育 委員会定例会議を開会いたします。

出席委員数は定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしておりますことをご報告いた します。なお、議事録の署名委員は、会議規則 によりまして、田川委員、河合委員を指名いた します。

まず、教育長の活動報告でございますが、資

料の1ページをご覧ください。

4月28日、これまた後ほどグループ報告でさせていただくんですけれども、桃山学院教育大学と、このたび教育に関する連携協定というのを締結してまいりました。

続きまして5月13日、先ほども教育部長からありました5月開会議会で教育長の任命同意ということで、この日にいただいております。それを受けまして、5月18日、市長より教育長の任命書の交付を受けたというような流れでございます。

5月は年度初期ということで学校訪問を始めておりまして、5月25、26、昨日、一昨日と行ってまいりました。まだ全てを回っておりませんけれども、年度初期の校長面談ということで、1年間の学校運営でありますとか課題等の情報交換をさせていただき、先生方の授業の様子を見せていただいたということでございます。引き続き全校を回る予定をいたしております。

以上が教育長の活動報告でございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速でございますが議事に移りたいと思います。

日程第1、報告第12号、「大阪狭山市立学校 園の適正規模・適正配置に関する基本方針」策 定指針についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ課長(高橋宏征)

それでは、報告第12号、「大阪狭山市立学校 園の適正規模・適正配置に関する基本方針」策 定指針についてご説明させていただきます。

指針につきましては、別資料としてお手元に お配りしてあるかと思います。

本案件につきましては、本市の今後の学校園 の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定 に当たりまして、今年6月に設置し、諮問する 予定となっております大阪狭山市これからの学 校園のあり方検討委員会において議論していた だく際の指針となる基本資料でございます。

この基本方針に当たりましては、昨年度まで 市の関係職員で組織しておりましたあり方検討 会において現高野山大学の今西教授の助言をい ただきながら、意見集約したものでございまし て、今後、児童生徒数等の時点修正というのが あると思われますが、基本的にはこの資料を基 に検討委員会で意見を求めていく形になります。

なお、令和4年度末に方針を策定する予定となっておりますが、現在、園児数が減少している幼稚園であったり、今後教室数が不足するおそれのある狭山中学校区につきましては、その対応に緊急を要する可能性があることから、一応今年度末に中間答申という形で意見をいただく予定としております。

以上、簡単な説明でございますが、よろしく ご審議いただくようお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいま説明がございましたけれども、これ に関しまして何かご意見、ご質問等ございませ んでしょうか。

教育委員 (河合洋次)

児童生徒数の推移を見ていると、私の住んでいる南第一小学校、すごく増えているような感じになっているんですけれども、結構こうやって増えているというのは、信用性はあるのですか。

教育長(竹谷好弘)

担当。

教育総務グループ課長(高橋宏征)

将来の児童数につきましては、毎年、年1回 発行になります学齢簿の中での0歳児の、その 時点の数字をもって推測するという形になりま す。この数字を出すに当たりまして、直近3か 年の伸び率、変動率の平均で出しておりまして、 例えばこれが来年度の学齢簿の0歳児の数が減 っておりますと平均値が下がるということで、 逆に減少傾向になるということで、ちょっとそ の数字によって大きくグラフの向きが変わる可 能性があるということだけお伝えさせていただ きます。

教育委員 (河合洋次)

目安としてということですか。

教育総務グループ課長(高橋宏征)

そうですね。

教育委員 (河合洋次)

分かりました。

教育長(竹谷好弘)

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。 ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第1、報告第12号、「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」策定指針については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第13号、大阪狭 山市立学校における学校運営協議会委員の委嘱 及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

それでは、報告第13号、大阪狭山市立学校に おける学校運営協議会委員の委嘱及び任命につ いてご説明いたします。

資料は3ページをご覧ください。

大阪狭山市立学校における学校運営協議会の 設置等に関する規則第7条第1項に基づき、委 員としてこちらにございます10名の方を委嘱、 任命したいと存じます。

期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日でございます。以上、簡単な説明ではございますが、ご審議よろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明について何かご質問等ござい ませんでしょうか。

教育委員 (河合洋次)

これは南第一小学校ですけれども、ほかの学校の広がりというか、先ほどの基本方針の中にもコミュニティスクールを積極的に活用し、とあるんですけれども、どういう計画になっているのか。前回説明いただいたと思うんですけれども、改めてお願いできますか。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

まず、今年度は準備期間だと捉えております。ですので、令和4年度で、新しい学校でスタートできればと思っておりまして、全ての学校に導入するのは令和6年度と考えております。このことにつきましては、年度当初に校長先生方にもお示しした上で合意を得ているところです。

ただ、その実現のためには今現在学校にある 学校協議会というものの組織の活用も必須には なってきますので、そのあたりの組織をどう活 用しているかなどを今年度丁寧に把握しながら、 また地域コーディネーターなどの人材の発掘も 心がけながら市教委として支援してまいりたい と考えております。

教育長(竹谷好弘)

令和6年度までに全校10校ということですね、 進めていくという目標でございます。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。 ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第2、報告第13号、大阪狭山市立学校に おける学校運営協議会委員の委嘱及び任命につ いては承認されました。

続きまして、日程第3、報告第14号、新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施設等における対応についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

社会教育グループ課長(林部雅司)

それでは、報告第14号、新型コロナウイルス 感染症対策のための社会教育施設等における対 応についてご報告させていただきます。

資料は4ページ、5ページになります。

現在、大阪府に緊急事態宣言が発出されていることにより、市内の社会教育施設、スポーツ施設等を臨時休館している状況であります。詳細につきましてはお手元の5ページの参考資料のとおりとなっております。

本来であれば、事前にこちらの会議にご提案 させていただいて、休館、時間短縮するべきと ころでございますが、緊急事態宣言が発出され 対応を速やかにする必要があったため、事後報 告になったことをお許しください。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。 **教育長(竹谷好弘)**

ただいまの説明につきまして何かご意見とご 質問ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第14号、新型コロナウイルス 感染症対策のための社会教育施設等における対 応については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第15号、大阪狭 山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長(浜口 亮)

それでは、報告第15号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

資料は6ページから12ページでございます。

まず、改正の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この基準を引用いたしております本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、原則として、0から2歳児への保育を提供する地域型保育事業者等につきましては、保育内容の支援、代替保育の提供、卒園後の受皿の提供という連携協力を行う保育所、幼稚園、または認定こども園を確保する必要がありますが、この連携施設の確保につきまして要件の緩和を行うものでございます。

新旧対照表に基づきご説明させていただきます。資料の9ページから10ページをお願いいたします。

まず第42条第2項及び第3項におきまして、 代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく 困難な場合に、特定地域型保育事業者と代替保 育を提供する者との間でそれぞれの役割分担及 び責任の所在が明確化されていること、代替保 育を提供する者の本来の業務に支障が生じない ようにするための措置が講じられていると認め る場合につきましては、特定地域型保育事業を 行う場所、または事業所以外において代替保育 を提供する場合にあっては小規模保育事業のA 型もしくはB型、または事業所内保育事業を行 う者、特定地域型保育事業を行う場所、または 事業所において代替保育を提供する場合にあっ ては、小規模保育事業A型事業者等と同等の能 力を有する者と市長が認める者をそれぞれ確保 することをもって代替保育の提供に係る連携施 設を確保することに代えることができることと いたします。

資料の10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、第42条第4項第5項におきまして、特定地域型保育事業者による卒園後の受皿提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることといたします。

ただし、この場合におきまして特定地域型保育事業者は利用定員が20人以上である企業就労型保育事業に係る施設か地方自治体が運営支援等を行っている認可外保育施設または国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないことといたします。

資料の11ページから12ページをお願いいたします。次に、第42条第8項におきまして、満3歳以上の子どもを受け入れている保育所型事業所内保育所事業所につきまして、市長が認めるものについては卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることといたします。

最後に、施行期日は公布の日からといたします。以上、簡単な説明ですが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

今、説明がございましたけれども、何かご意 見、ご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員 (井上寿美)

確認です。分かりやすくお伝えいただけるならば、0、1、2を過ごした後、次に行き先がないという状態にはならないということですか。いろんな形で、何らかの形では確保されるんだけれども、今までのようにこうでなければならないということではなくなったということなのか、だから、国の法律の改正とかいろいろあると思うんですけれども、大阪狭山市の子どもが0、1、2を何らかの保育施設で過ごしました、

次、3歳になったときに行き場がなくて親御さんが困られるんですという状況が生じるのか、それはもう絶対大丈夫なんですというのか、どちらなのか、すみません、すごく単純な質問なんですが、幾ら読んでもうまく理解できなかったので、そこのところだけ聞かせていただいたらすごく安心できるんですけれども、よろしくお願いします。

教育長(竹谷好弘)

では、その辺についてよろしくお願いします。 **保育・教育グループ課長(浜口 亮)**

連携施設のいわゆる卒園後の受皿という部分で、基本的にまずは設定していただくというのが条件になっております。ただ、その設置認可に当たりまして、連携施設の確保がネックになって参入ができないということで、要件を緩和するというのが目的になっております。

今回の、井上委員のご指摘の3歳児になったときに、いわゆる行き場がなくなる心配はないのかというところなんですけれども、原理原則としては、例えば本市で認可申請があった場合、基本的には連携協力、いわゆる卒園後の受皿の施設を確保していただくということがまず前提になります。

ただ、どうしても見つからないといった場合に、先ほど第42条の4項・5項というところで、著しく困難であると認めるというときに、連携施設の確保を不要としますよと、ただ、その場合においても一定利用定員が20人以上である施設、いわゆる3から5歳児を受け入れている施設、保育所とか幼稚園とか認定こども園が基本なんですけれども、それ以外の施設であってもそれを連携して措置しますと。

したがって、全く連携施設を求めないまま認可していくということにはならないかと。ですので、あくまで保育所、幼稚園、認定こども園というところを限定しているところを、そこが

どうしても見つからないといった場合について、一定要件を緩和しますよということで、今回条例を、国のほうの基準も改正されているというところですので、ちょっと説明がうまくできませんけれども、3から5歳児の行き場が全くなくなるということにはならないと考えております。以上でございます。

教育委員 (井上寿美)

ではもう一度最後の確認なんですが、大阪狭 山市としては行き場がなくならないような形で 今後進めていくと今のお答えを理解してもよろ しいでしょうか。

教育長(竹谷好弘)

担当。

保育・教育グループ課長(浜口 亮)

そのとおりで結構でございます。

教育委員(井上寿美)

安心しました。ありがとうございます。

教育長(竹谷好弘)

ほかに何かご質問等ありますでしょうか。 ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第4、報告第15号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、日程第5、報告第16号、大阪狭 山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例につい てを議題といたします。

担当の説明を求めます。

保育・教育グループ課長(浜口 亮)

それでは、報告第16号、大阪狭山市家庭的保 育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例につきましてご説明 させていただきます。

資料は13ページから15ページでございます。

まず、改正の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、令和3年7月1日から施行されることに伴い、この基準を運用する本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、家庭的保育事業等の業務負担の軽減等を図る観点から、現在、書面での作成が必要なもの、または書面での作成が想定されている記録等につきまして、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを第50条に新たに規定することといたします。

最後に、施行期日は令和3年7月1日からと いたします。

以上、誠に簡単な説明ですが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長 (竹谷好弘)

この件につきましてはいかがでしょうか。ご 意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第5、報告第16号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認されました。

それでは、続きまして日程第6、報告第17号、 民間保育所及び民間小規模保育事業所の新設に ついてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長(浜口 亮)

それでは、報告第17号、民間保育所及び民間 小規模保育事業所の新設につきましてご説明さ せていただきます。 資料の17ページをお願いいたします。

まず、設置の理由でございますが、令和2年度からの5年間を計画期間としております第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画における保育の利用希望者と提供体制につきまして、令和2年度と令和3年度の実績におきまして保育ニーズの増大に伴いまして、当初の計画と大きく乖離し、保育の提供体制に供給不足が生じており、令和4年度以降におきましても待機児童の発生が見込まれる状況となっております。

保育の待機児童の解消を図り、今後の保育ニーズの増加等にも対応していくため、新たに保育所及び小規模保育事業所を設置し、保育の提供体制を整備するものでございます。

次に、設置する施設の概要でございますが、 保育所につきましては、定員は100から120人程 度、整備手法は新築整備による創設で、設置時 期は令和4年10月1日までのできるだけ早い時 期というふうにさせていただいております。

次に、小規模保育事業所につきましては、施 設類型はA型とし、定員は19人、整備手法につ きましては賃貸物件の改修または新築整備によ る創設で、設置時期は令和4年4月1日、創設 の場合につきましては保育所と同様、令和4年 10月1日までのできるだけ早い時期としてお ります。

今回の保育所及び小規模保育所事業の新設に つきましては公募という形を取らせていただき たいと思っておりまして、3番の応募事業者の 資格でございますけれども、社会福祉法人、学 校法人、NPO法人、株式会社等というふうに させていただいており、募集につきましては既 に市内で保育施設を運営している法人には個別 に案内を行うとともに、5月18日からホームペ ージで周知を開始しております。

保育所の運営の基本的な条件といたしまして は、そこの4番に列記させていただいておりま すとおり、保育所保育指針を遵守することなど、 産休明け保育、一時預かり事業の実施、障害児 の受入れ、アレルギー対応給食の実施など従来 から本市で設置してきた保育所と同様の要件を 定めております。

最後に、事業者の選考につきましては、まず 明日5月28日に市役所におきまして事前説明会 を開催させていただき、その後、7月末までを 期限として募集を行います。外部の有識者の先 生方などで構成する選考委員会を庁内に設置し、 書類審査、プレゼンテーション等により選考を 行うものとし、8月末には事業者を決定したい というふうに考えております。

なお、予算措置につきましては事業者の決定 後、令和3年度9月補正予算を計上することと し、財源は大阪府安心こども基金を活用する予 定でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、ご報告とさせていただきます。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご 質問等ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、本案を原案 のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第6、報告第17号、民間保育所及び民間 小規模保育事業所の新設については承認されま した。

続きまして、日程第7、報告第18号、令和3 年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算 (第3号 教育委員会関係)についてを議題と いたします。

担当に説明を求めます。

子育て支援グループ課長(井上知久)

それでは、報告第18号、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号 教

育委員会関係)についてご報告させていただき ます。

本件は、先月23日に開催されました令和3年 招集大阪狭山市議会定例会4月緊急議会にて承 認いただきました子育て世帯生活支援特別給付 金(ひとり親世帯分)でございます。

内容ですが、国におきまして新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親に対してその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、特別給付金の支給を行うものでございます。

支給対象者は18歳までのひとり親家庭児童を 監護する養育者のうち、令和3年4月分の児童 扶養手当の支給を受ける方を中心に、公的年金 を受給していることにより令和3年4月分の児 童扶養手当の支給が全額停止されている方や、 令和3年4月分の児童扶養手当の受給水準では ないものの、新型コロナウイルス感染症の影響 を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養 手当を受給している方と同水準になっている方 も申請により対象となってまいります。

給付額は児童1人当たり一律5万円でございます。

補正予算額でございますが、19ページをご覧ください。まず、歳入からでございますが、本給付金事業に係る経費につきましては、全額国庫補助となっており、子育て世帯特別給付金(ひとり親世帯分)国庫補助金といたしまして、事務費分313万円、事業費分4,045万円の歳入合計4,358万円の計上となっております。

次に、歳出としまして会計年度任用職員報酬 99万7,000円、時間外勤務手当に65万円、通勤 手当に24万円、消耗品費などの需要費に28万 2,000円、通信運搬費等の役務費に16万円、電 算システム改修業務委託料に80万1,000円、そ れと子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親 世帯分) として4,045万円、歳出の合計は4,358 万円の計上となっております。

報告は以上でございます。よろしくお願いします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして何かご質問等ご ざいませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第7、報告第18号、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号 教育委員会関係)については承認されました。

続きまして、日程第8、報告第19号、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号 教育委員会関係)についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

子育て支援グループ課長(井上知久)

それでは、報告第19号、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号 教育委員会関係)についてご報告させていただきます。

本件につきましては、今月24日に開催されました令和3年招集大阪狭山市議会定例会5月緊急議会にて予算承認いただきました子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)でございます。

内容でございますが、先ほど報告第18号、3 号補正のほうでご説明させていただきましたひ とり親世帯分の給付金同様、国におきまして新 型コロナウイルス感染症による影響が長期化す る中で、低所得の子育て世帯は失業や収入減少 の中で食費等による支出の増加の影響を受け、 また心身ともに特に大きな困難も抱えている現 状を踏まえ、ひとり親以外の子育て世帯にも特 別給付金の支給を行うものでございます。

支給対象者は18歳までの児童を監護する市民税均等割が非課税の世帯、これらを中心に18歳までの児童を監護する市民税均等割が非課税の特別児童扶養手当の受給世帯、そして、それ以外には新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の市民税均等割が非課税であるものと同様の状況にあるものと認められたものの申請により対象となってまいります。

給付額は児童1人当たり一律5万円でござい ます。

補正予算額でございますが、21ページをご覧 ください。

まず、歳入からでございますが、本給付金に係る経費につきましては全額国庫補助となっており、子育て世帯特別給付金(その他世帯分) 国庫補助金といたしまして、事務費分326万4,000円、事業費分5,095万円の歳入合計5,421万4,000円を計上しています。

次に、歳出としまして会計年度任用職員報酬に74万8,000円、時間外勤務手当に21万7,000円、通勤手当に18万円、消耗品費などの需要費に25万4,000円、通信運搬費等の役務費に50万9,000円、電算システム改修業務委託料135万6,000円、子育て世帯生活支援特別給付金として5,095万円、歳出の合計につきましては歳入と同金額で5,421万4,000円の計上となっております。

報告は以上でございます。よろしくお願いします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして何かご質問等ご ざいませんでしょうか。

井上委員。

教育委員 (井上寿美)

非課税世帯は、うちは非課税だなというのは 分かるとして、非課税世帯と同様に苦境に立た されている世帯というのは、該当するのかしないのかと、すっと分かるものなのかと、申請ということなので、いわゆる何かボーダーのところにいらっしゃる方たちが、私は申請できるんだと思えるようなものなのかというのを教えていただきたいんです。お願いします、すみません、変な質問ばかりで。

教育長(竹谷好弘)

担当。

子育て支援グループ課長(井上知久)

市民税の均等割が非課税か課税かといったと ころ、年間の収入額で一定扶養を取られるお子 さんが何人いらっしゃるかといったところで、 その一定ボーダーラインというのは分かってく るんですけれども、例えば200万円などの非課 税のボーダーラインとしまして、現状は300万 円の収入があったから非課税ではないので対象 外という方についても、令和3年度1月以降の 任意の1か月の給与明細等を見させていただい て、その数字を掛ける12した分で一応年間の推 定される、その時点から見た年間推定される収 入というものを予測して、そこから申請してい ただいた結果、給付できるかどうかという判定 を窓口で個々にさせていただくんですけれども、 一応の目安というのは、数字で分かるんですけ れども、それ以外の例えばそういった収入で判 定した結果、基準に満たない場合でも、また所 得という形で、例えばいろいろな控除を受けて おられる方がいらっしゃいますので、そこはち ょっと井上委員もおっしゃいますように、1人 でなかなか分かりづらい面もあるんですけれど も、なるべく周知の際には目安というものを入 れた形で周知させていただきたいなというふう には考えております。

教育委員 (井上寿美)

ありがとうございます。

教育長(竹谷好弘)

よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第8、報告第19号、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号 教育委員会関係)については承認されました。

最後の日程第9、報告第20号、令和3年度 (2021年度) 大阪狭山市一般会計補正予算(第 5号 教育委員会関係) についてを議題といた します。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

それでは、報告第20号、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号 教育委員会関係)についてご説明いたします。

資料につきましては23ページをご覧ください。 歳出として教育費、小学校費、小学校管理費、 小学校運営事業では、新しい生活様式での修学 旅行を支援するため、修学旅行等支援補助金と して330万円、中学校においては同様に650万円、 合わせて980万円の増額でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染症対策を講じた修学旅行を支援するために、市内の各小中学校に実施するものでございます。3密を避けるためのバスの増便や緊急事態宣言等の発出によりまして修学旅行が中止となった場合は、保護者が負担すべき修学旅行のキャンセル料などをこの補助金の中から支出するという設計をしております。

以上でございます。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして何かご質問等ありますでしょうか。

それでは、ちょっと参考に、小中修学旅行の

計画状況、今分かる範囲でご報告お願いいたします。

担当。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

中学校につきましては、6月に実施予定をしておりました。ですが、この間の感染症状況を鑑みまして、既に9月に延期しております。泊を伴わない修学旅行として実施する予定なのですが、理由といたしましては、大人数が宿泊できる代替施設の確保というのは大変難しい状況がございますので、昨年度同様の2日間の日帰りの旅行として実施する予定です。

小学校につきましては、当初から9月以降の 秋の実施を予定しておりましたので、今の時点 では延期は考えておりません。

以上です。

教育長(竹谷好弘)

という計画状況でございます。

何かほかにご質問等ございますでしょうか。 ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第9、報告第20号、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号 教育委員会関係)については承認されました。

本日の議案は以上で、これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会といたします。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証す るため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員

以上